

## 第3次関市人権教育・啓発に関する基本計画策定業務実施要領

### 1 目的

この要領は、関市が「第3次関市人権教育・啓発に関する基本計画策定業務」（以下、「本業務」という。）を実施するにあたり、本業務の受託候補者を選定するため、公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）の実施方法等、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

(1) 業務名

第3次関市人権教育・啓発に関する基本計画策定業務

(2) 業務内容

第3次関市人権教育・啓発に関する基本計画策定に関する一切の業務

詳細は、別紙資料1「第3次関市人権教育・啓発に関する基本計画策定業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 3 委託契約限度額

金 2,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。税率は10%。）

### 4 プロポーザルの形式等

(1) プロポーザルの形式

公募型プロポーザル

(2) プロポーザルの実施方針

第3次関市人権教育・啓発に関する基本計画を策定するにあたり、独自のアイデア、経験（実績）、技術等を有する者の参画を求め、本業務の委託先として最適な者を選定することを目的として、本プロポーザルを実施する。

### 5 参加資格

本業務のプロポーザル参加者は、次に掲げる条件をすべて満たした単体企業又は共同企業体（以下「JV」という。）とする。

(1) 本業務の実施に当たり、本市の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。

(2) 本プロポーザルの告示日において、関市競争入札等参加資格者名簿に登載されていること。ただし、未登載の場合は、参加意向申出書等提出期限までに関市競争入札等参加資格申請をすること。

JVの場合、共同企業体を構成する全ての企業が上記を満たしていること。

- (3) 直近5年間において、国又は地方自治体が発注する計画等の策定業務を受託した実績があること。JVの場合、共同企業体としてこれを満たしていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条もしくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者または同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立てをしていない者であること。
- (7) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされていない者であること。
- (8) 直近の年度における法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しない者であること。

## 6 応募に関する留意事項

- (1) 費用負担  
応募に係る全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類  
プロポーザル参加者が本市に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、提案書が採用された場合、その一切の著作権は本市に帰属することとする。  
提出されたすべての書類はプロポーザル参加者に返却しない。  
なお、提出された書類について、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づく開示請求があった場合、同条例に基づき開示することがある。  
これにより生じた一切の責任は参加者が負うものとし、参加者の費用と労力により解決しなければならない。
- (3) 特許権等  
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、プロポーザル参加者が負うものとする。

- (4) 参加者の複数提案の禁止  
プロポーザル参加者は、1事業者につき1提案とし、複数の案の提案は認めない。
- (5) 提出書類の変更禁止  
一度提出した提案書等は、これを書換え、引換えまたは撤回をすることができないものとする。
- (6) 参加意向申出書及び提出書類の無効  
プロポーザル参加資格を満たさない者、提出書類に虚偽の記載が判明した者若しくは重要な事実を記載しなかった者、提出書類を提出期限までに提出しない者、誤字等により記載事項が確認できない者及び本実施要領に違反することが判明した者は参加表明書又は提案書を無効とする。

## 7 契約締結までのスケジュール

実施予定時期	実施内容
令和8年3月31日(火)	プロポーザル実施要領等の公表
令和8年3月31日(火)～ 令和8年4月7日(火)午後5時	質問受付 ※回答については、質問受付次第随時対応いたします。
令和8年4月21日(火)午後5時	参加意向申出書等提出期限
令和8年4月24日(金)	参加資格審査結果の通知
令和8年5月12日(火)午後5時	提出書類提出期限
令和8年5月中旬 ※予定	審査(プレゼンテーション審査)
令和8年5月下旬 ※予定	審査結果の通知
令和8年6月上旬 ※予定	契約手続き(協議等)、契約締結

## 8 質問受付及び回答

- (1) 質問受付期間  
令和8年3月31日(火)～令和8年4月7日(火)午後5時
- (2) 質問提出先  
「17 書類提出先及びお問い合わせ先」
- (3) 質問提出方法  
ア 様式1「質問票」に必要事項を簡潔明瞭に記入する。  
イ 電子メールにて提出する。なお、電子メールの件名は「【第3次関市人権教育・啓発に関する基本計画策定業務プロポーザルに係る質問票】〇〇(社名)」と明記すること。  
ウ 質問票を提出した場合は、「17 書類提出先及びお問い合わせ先」に電話にて受信確認を行うこと。  
エ 電話による質問は受け付けない。

(4) 回答

ア 回答期限及び方法

令和8年4月10日（金）午後5時までに質問者を非公表の上、随時、関市ホームページ上で公表することとする。

イ 注意事項

上記「(1) 質問受付期間」を経過して提出された質問に対しては、回答しない。

## 9 参加申込及び資格審査

(1) 受付期間

令和8年3月31日（火）～令和8年4月21日（火）午後5時

(2) 提出書類（各1部）

ア 様式2「参加意向申出書」

イ 様式3「会社概要及び過去5年間の類似事業の主な受注等の実績」

※ 共同企業体の場合は、共同企業体協定書を提出すること。

(3) 提出方法

持参または送付により、令和8年4月21日（火）午後5時必着とする。持参の場合は、月曜（祝日を除く）等のわかくさ・プラザ閉館時を除く午前9時から正午まで、または、午後1時から午後5時までの間に「17 書類提出先及びお問い合わせ先」に持参すること。送付の場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加意向申出書在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で「17 書類提出先及びお問い合わせ先」まで提出すること。

(4) 審査結果

参加資格審査結果は、申出書提出者へ様式4「参加資格審査結果通知書」にて通知する。

## 10 提出書類の提出

プロポーザル参加者は、資料1「第3次関市人権教育・啓発に関する基本計画策定業務仕様書」を参照し、次の提出書類を作成して提出すること。

提出書類提出後、本市が参考資料を求めた場合、即時対応をすること。

(1) 受付期間

令和8年4月24日（金）～令和8年5月12日（火）午後5時

(2) 提出書類

提出書類はすべてA4版片面印刷（A3版による折込可）に統一すること。提出書類の文字の大きさは、9ポイント以上とする。

使用言語は日本語、通貨は日本国の法定通貨、単位は計量法で定めるものとする。

ア 様式5「企画提案書提出届」

イ 様式6「実施体制」

- ※ 実施体制表には、配置を予定している者全員を記載すること。
- ※ 業務責任者及び業務担当者についての経歴書を添付すること
- ※ 記載された資格を証するものの写しを添付すること。

ウ 「企画提案書」 ※ 様式は任意とし、A4若しくはA3版10枚以内とする。

企画提案書には、下記内容を含めること。

(ア) 業務実施において重視すること

(イ) 実施方法

実施方法には、仕様書及び提案する業務内容ごとに進め方、実施内容、実施手法等について記載するものとする。

(ウ) 計画策定レイアウト(案)(成果品のイメージ)

(エ) 計画策定における留意点

(オ) その他

エ 「業務工程表」 ※ 様式は任意とし、A4若しくはA3版1枚とする。

オ 「見積書」 ※ 様式は任意とし、A4版とする

※ 見積書は、数量、単価等を記載した見積内訳書も提出すること。

※ 消費税及び地方消費税(税率は10%)を含んだ額とすること。

(3) 提出部数

5部(各部、左上ダブルクリップどめとする。)

(4) 提出方法

持参または送付により、令和8年5月12日(火)午後5時必着とする。持参の場合は、月曜(祝日を除く)等のわかき・プラザ閉館時を除く午前9時から正午まで、または、午後1時から午後5時までの間に「17 書類提出先及びお問い合わせ先」に持参すること。送付の場合は、封筒の表面に「プロポーザル提案書等在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で「17 書類提出先及びお問い合わせ先」まで提出すること。

なお、上記「(1) 受付期間」以外の期間に提出された書類は、受付けない。

## 1.1 辞退

上記「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合等で本プロポーザルの参加を辞退しようとする者は次の書類を提出すること。

なお、辞退届の提出があった場合においても、それまでに提出された書類は返却しないものとする。

(1) 提出書類(1部)

ア 様式7「辞退届」

## (2) 提出方法

持参または送付により提出すること。持参の場合は、月曜（祝日を除く）等のわかきさ・プラザ閉館時を除く午前9時から正午まで、または、午後1時から午後5時までの間に「17 書類提出先及びお問い合わせ先」に持参すること。送付の場合は、封筒の表面に「プロポーザル辞退届在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で「17 書類提出先及びお問い合わせ先」まで提出すること。

## 1.2 審査方法

本業務の受託候補者の選定にあたっては、プレゼンテーション審査により行う。プレゼンテーション審査は、本市が設置する「第3次関市人権教育・啓発に関する基本計画策定業務委託先審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において行う。

提出された見積書に記載された金額が上記「3 委託契約限度額」の金額を超える場合は、審査の対象としない。

参加者によるプレゼンテーションを行い、資料2「提案書等評価基準」に基づき審査を行う。

審査の結果、審査委員会に所属する委員（以下、「審査員」という。）の採点結果を順位付けし、次のように順位点を設ける。1位＝1点、2位＝2点、3位＝3点、4位＝4点……。各審査員の順位点を合計し、合計得点の最も少ないものを本業務の受託候補者とする。

順位点の合計得点と同点の場合には、各審査員の評価点を合計し評価点の合計が高いものを上位とする。各審査員の評価点の合計も同点となった場合には、提出された見積額が低いものを上位とする。

その他詳細は、資料3「第3次関市人権教育・啓発に関する基本計画策定業務プロポーザル審査要領」を参照すること。

## 1.3 審査結果

- (1) 審査終了後、プロポーザル参加者に対して様式8「プロポーザル審査結果通知書」にて通知する。
- (2) 通知内容は、通知相手先の順位、通知相手先の順位点の合計得点数、受託候補者の名称業務受託候補者の順位点の合計得点数とする。
- (3) 審査に係る講評は公表しない。
- (4) 審査結果に関する異議は認めず、質問も受け付けない。
- (5) その他詳細は、資料3「第3次関市人権教育・啓発に関する基本計画策定業務プロポーザル審査要領」を参照すること。

#### 1 4 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、受託候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させずまたはプロポーザルの執行を延期し、もしくはとりやめることがある。
- (5) その他、プロポーザルにおいてその公正な執行を妨げること、虚偽の提案等を行うことまたは不正な利益を得ようとすることをしてはならない。
- (6) 上記（1）～（5）に該当することが判明した者は失格とする。

#### 1 5 契約の締結等

- (1) 契約の締結
  - ア 委託契約書を作成し、本市と受託者で取り交わすこととする。
  - イ 委託契約に当たっては、審査された提案内容を直ちに契約内容とするものではない。選定された受託候補者は、提案書等に記載された業務内容、その他必要事項について本市（生涯学習課）と協議及び調整を行い、業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、双方合意の上で、追加、変更または削除を行い、委託契約を締結する。
  - ウ 資料1「第3次関市人権教育・啓発に関する基本計画策定業務仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものである。したがって、受託候補者の企画内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、当該提案書等の内容の範囲内において、業務内容が追加される場合がある。
  - エ 契約金額には、業務の履行に必要な一切の経費を含むものとする。
  - オ 契約締結に関する協議において、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、契約を締結しないことがある。その場合において、業務受託準備のために受託候補者が支出した経費について、本市は補償しない。この場合、プロポーザル審査による受託候補者の選定を取り消すとともに、次点の事業者を業務受託候補者として選定の上、上記ア～エの事項を準用し、契約を締結するものとする。

カ 契約締結後において、業務運営の適正を期すために本市（生涯学習課）が行う指示に受託者が従わないとき、その他業務を継続することができないとき、または不相当と認められるときは、契約を解除することがある。この場合において、受託者に損害が生じたとしても、本市はその補償の責めは負わない。

(2) 業務の実施

ア 本業務は、仕様書及び提案書等に記載された事項に基づいて実施すること。

イ 受託者は、本業務の実施に当たっては関係法令及び条例を遵守すること。

ウ 受託者は、本業務の実施に当たっては本市（生涯学習課）と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。

エ 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

オ 受託者は、本業務を効率的に行う上で、必要と認められる業務については、本市と協議の上、業務の一部を第三者に請け負わせることができる。この場合には、当該請け負いの相手先を関市内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 契約金額支払

受託者から提出された業務完了届を関市（生涯学習課）にて受理後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

## 16 情報公開及び提供

関市ホームページに以下の情報を掲載する。

(1) 業務受託候補者決定前

ア プロポーザル実施要領

イ 各種様式 (様式1～8)

ウ 仕様書 (資料1)

エ 提案書等評価基準 (資料2)

オ 審査要領 (資料3)

カ 関市人権市民意識調査調査報告書

キ 第2次関市人権教育・啓発に関する基本計画

(2) 受託候補者決定後

ア 受託候補者の名称

イ 各参加者の順位及び順位点

ウ 各参加者の評価項目ごとの評価点数の合計

エ 委託契約予定金額

※ 受託候補者以外の参加者名は除く。

なお、提出された書類その他本プロポーザルの内容について、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づく開示請求があった場合、同条例に基づき開示することがある。これにより生じた一切の責任は参加者が負うものとし、参加者の費用と労力により解決しなければならない。

1.7 書類提出先及びお問い合わせ先

〒501-3802 岐阜県関市若草通2丁目1番地

関市 協働推進部 生涯学習課

担 当：庄司

T E L：0575-23-7777

F A X：0575-23-7778

E-mail：gakushu@city.seki.lg.jp